

事業化等状況報告書(様式13)の提出期間(5年間)の留意点

平成24年度補正

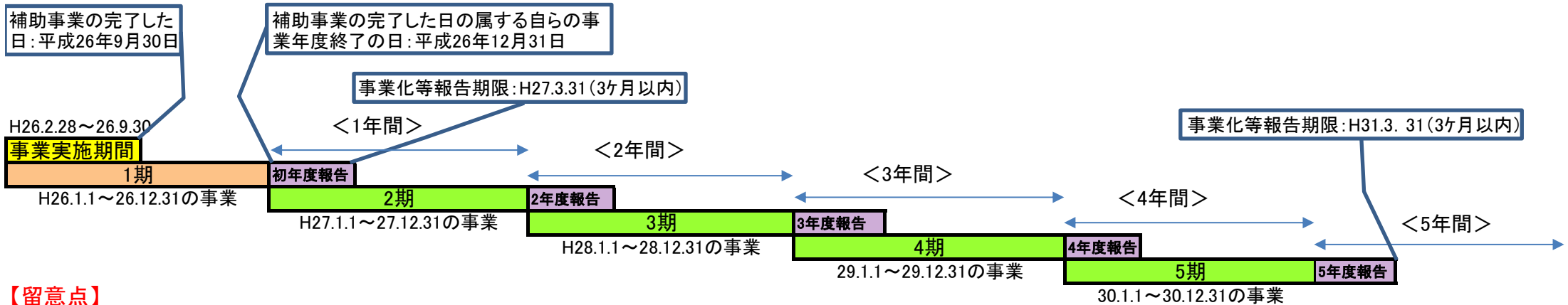
(交付規程第29条)

補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間、自らの毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業化及び収益状況等に関する事業化等状況報告書(様式13)を事務局に提出しなければならない。

※事業化等状況報告書ご提出の際は、税務当局に申告された決算書及び税務申告書等を合わせてご提出ください。

(例)補助事業事業実施期間が平成26年2月28日～平成26年9月30日
補助事業者の事業年度終了日が12月31日(12月末決算)の場合

(例)では「補助事業の完了した日」が平成26年9月30日であることから、「自らの事業年度終了の日」が平成26年12月31日となります。それにより、「毎事業年度終了の日」である12月31日から3ヶ月以内(平成27年3月31日期限)に事業化等状況報告書(様式第13)の報告を「5年間」事務局に提出することとなっております。



【留意点】

補助事業者の事業運営において、個人事業者から法人への組織変更などにより、決算期の変更に伴い、各報告回の対象期間が1年未満(例:6ヶ月決算)になる場合があります。この場合、5回目の報告では、事業年度終了の日から5年間の提出要件を満たさないケースがあります。

決算期の変更に伴い、第6回目の報告により提出期間(5年間)の要件を満たす補助事業者は、「収益状況計算シート(第6回追加版)」を使用して提出をお願いいたします。

(例)法人化………H28.7.1設立(決算期:12月→6月に変更)

